納税　ふるさと納税のワンストップ特例申請をするときの注意点

●問い合わせ　役場税務課　住民税係　☎096(293)3117

令和７年度に税額控除適用をする場合のふるさと納税は令和６年12月末までに行ってください。このときワンストップ特例申請を利用する場合は注意が必要です。

ふるさと納税には**ワンストップ特例制度**という仕組みがあります。これは、寄付を行った自治体へ「寄付金税額控除にかかる申告特例申請書」を提出することで**確定申告を行わずに控除が受けられる制度**です。

ただし、下記の①～④に該当する場合は、ふるさと納税のワンストップ特例は適用されませんので、確定申告書を提出する場合は寄付をした自治体の「寄付金受領証明書」または「寄付金控除に関する証明書」を申告書に貼付して、寄付金控除を追加し提出してください。

※電子申告(e-Tax)をする場合は「寄付金受領証明書」または「寄付金控除に関する証明書」は必要ありません。

①ふるさと納税を行った自治体数が６団体以上
②医療費控除、住宅ローン控除などを受けるため、会社で行う年末調整とは別に確定申告をする場合
③ワンストップ特例申請に記載した住所と１月１日時点での住所地が違い、ふるさと納税を行った自治体に期限までに住所変更の届出をしていない場合
④確定申告を行う義務がある場合(例：給与所得者で年収が２千万円以上ある場合など)

町で課税する人でワンストップ特例申請が適用されなかった場合は、町から例年６月頃に**「ワンストップ特例(ふるさと納税)不適用通知」**を送付しますので、確定申告または電子申告(e-Tax)を行ってください。

詳しくはこちら▶

税務相談を実施します

●**日時**(全６回)　午後１時30分～３時30分
10月10日(木)、11月14日(木)、12月12日(木)、令和７年１月９日(木)、１月23日(木)、２月６日(木)
※予約は不要です。(当日、受付順に相談対応します)
●**場所**　役場１階　住民相談室
●**費用**　無料
●**相談員**　南九州税理士会の税理士

地域計画　地域の農業の未来について話し合ってみませんか

●問い合わせ　役場農政課　農政係　☎096(293)3116

地域計画の策定に当たり「今後の農業の担い手や農地の効率的な利用について」の話し合いを９地区に分けて開催します。

●**10月開催(５地区、２時間程度)**

地区	地区詳細(大字)	場所	日時
大津南部東地区	外牧, 錦野, 瀬田, 大林, 吹田	瀬田地区避難所	10月15日(火)午後２時から 24日(木)午前９時30分から
大津南部西地区	森, 陣内, 引水, 町, 下町, 新	生涯学習センター	10月16日(水)午前９時30分から 25日(金)午後２時から
岩坂・中島地区	岩坂, 中島	岩坂公民館	10月17日(木)午後２時から 22日(火)午前９時30分から
灰塚地区	灰塚	灰塚公民館	10月18日(金)午後２時から 23日(水)午前９時30分から
大津中部地区	高尾野, 大津, 室	生涯学習センター	10月16日(水)午後２時から 25日(金)午前９時30分から

話し合いは、各２回とも同じ内容です。ご都合の良い回にご参加ください。
詳しくは町ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら▼

募集　介護予防サポーター養成講座の受講生を募集

●申し込み・問い合わせ　役場介護保険課　地域包括支援係　☎096(292)0770

「介護予防サポーター」として、介護予防に興味がある人や地域でのボランティア活動を希望する人向けの「介護予防サポーター養成講座」を開講します。

さまざまな「介護予防」について専門職の先生が分かりやすくお話しします。

介護予防の知識や技術を習得して、地域のために、自分のために活用してみませんか。

●**日程**　全４回
11月７日(木)、14日(木)、28日(木)、12月５日(木)
午後１時30分～３時30分
●**場所**　役場１階多目的室
●**費用**　無料
●**定員**　20人
●**申込方法**　申込フォームまたは電話
●**申込期限**　10月22日(火)

全４回受講した人には、大津町介護に関する入門的研修(基礎講座)修了書を交付します。

申込フォームはこちら▶

歯周病　歯周病検診はお済みですか？

●問い合わせ　役場健康保険課　健康推進係　☎096(294)1075

受診は10月までです！

歯周病の定期検診は受けていますか？歯周病は、歯肉や歯を支えている骨などの組織に起こる病気で、そのままにしておくと歯がぐらつき痛くてかめなくなり、歯が抜けてしまいます。

●**対象者**
令和６年度に満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる人(５月に個別に通知を送付しています)
※受診日当日に住民票が大津町にある人が対象です。
●**期限**　10月31日(木)
●**自己負担額**　1，000円
●**検診に必要なもの**
歯周病検診票(個別通知に同封)
※治療が必要な場合は、保険証が必要になることがあります。
●**検診内容**
口の健康チェック、歯肉(歯ぐき)の検査、ブラッシング相談、結果説明など
●**指定医療機関**
個別通知や町ホームページをご確認ください。
ただくか、役場健康保険課健康推進係までお問い合わせください。

詳しくはこちら▼

浄化槽　浄化槽を設置している人は法定検査を受けましょう

●問い合わせ　役場下水道課　管理係　☎096(293)5679　(公社)熊本県浄化槽協会　☎096(284)3355

浄化槽の管理(設置)者には、浄化槽法で次の３つが義務付けられています。

①保守点検　②清掃　③法定検査

保守点検は機器の点検・調整・修理や消毒剤の補給を、清掃は浄化槽内にたまった汚泥などの引き抜きや機器類の洗浄を行うものです。

また、浄化槽の法定検査は、トイレの排水や生活排水をきれいにする浄化槽の維持管理が適切に行われ、浄化槽がきちんと機能しているかを確認するためのものです。

法定検査は、県が指定した検査機関(公社)熊本県浄化槽協会が行いますので、保守点検や清掃を行っていても、次の表に従って必ず検査を受けてください。

検査名	対象	回数
７条検査(浄化槽設置後の水質検査)	新たに浄化槽を設置した人	浄化槽使用開始後３～８カ月以内に１回
11条検査(定期検査)	浄化槽を設置している人	毎年１回

詳しくは、役場下水道課または(公社)熊本県浄化槽協会までお尋ねください。